

宇土市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年６月２９日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第３７号

宇土市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

宇土市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中「宇土市役所前の掲示板」を「市のホームページに掲載し、又は宇土市役所本庁前の掲示場」に改める。

附 則

この規則は、令和８年６月２９日から施行する。